

北海道難病遠隔医療研究会 会則

第1条（名称）

本会は、北海道難病遠隔医療研究会と称する。

第2条（目的）

北海道における難病医療の標準化、均霑化に向けて IT を利用した遠隔医療を推進する。

第3条（事業）

- ① 情報収集：遠隔医療に関する内外の情報を収集する。
- ② 企画：疾患毎、地域毎に遠隔医療の実施に向けて医療機関などのネットワークを構築する。
- ③ 試行・実施：企画の試行から実診療への活用を図る。
- ④ 年次学術集会・研修会：モデル地域の調査報告・講演、情報共有、実績報告などのため年次学術集会・研修会を行う。
- ⑤ 広報：活動の成果を、医療関係者・患者・家族のみならず、企業（IT、製薬など）、行政、マスコミ向けに情報発信する。
- ⑥ 事業達成のため委員会を設置する。

第4条（会員）

- ① 難病医療に関わるあらゆる職種を会員とする。
- ② 会員1名の推薦を以て入会となる。

第5条（役員）

- ① 会長1名 副会長2名 幹事若干名 監事1名
- ② 会長は、役員会で選出し、副会長、幹事、監事は会長の指名による。
- ③ 会長、副会長、幹事、監事は、年次総会の承認で定める。

第6条（役員の職務）

- ① 会長は、本会を代表して会務を総括する。
- ② 副会長は、会長を補佐する。
- ③ 幹事は、事業の担当責任者を務める。
- ④ 監事は、会の会計事務に関する監査を行う。監査結果を会長に報告する。

第7条（役員任期）

役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条（役員会）

- ① 会長の招集により役員会を開催する。
- ② 役員会は原則年2回開催する。
- ③ 役員会の議長は、会長が務める。
- ④ 役員会では、事業報告、事業計画などについて審議する。

第9条（年次総会・学術集会）

- ① 年次総会・学術集会は、年1回開催する。
- ② 年次総会は、会員の過半数を定足数とし、出席者の過半数を以て決定とする。
- ③ 年次総会では、事業報告、事業計画を審議し承認する。
- ④ 学術集会では、難病の遠隔医療についての活動・研究の成果を発表する。
- ⑤ 必要経費は、参加費を以てあてる。

第10条（細則）

- ① 事務局は、北海道医療センター・難病診療センターに置き、会長が事務局長を指名する。
- ② 本会則は、会員の半数以上の出席のもと、過半数の議決により変更可能とする。

付則

- ① 研究会年会費は、当面徴収しない。
- ② この会則は、2022年3月20日から施行する。